

平成30年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年9月6日（木）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 平成30年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年9月6日（木）

午前10時～11時42分

本庁舎6階 第四委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項

4 閉 会

### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの条例及び同施行規制
- 5 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 6 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 7 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

出席委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	輿 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	斎 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	吉 川 信 一
委 員	竹 川 司	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	間 座 和 子
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂
委 員	鶴 田 由美子		

◎開会

**熊谷会長** おはようございます。定刻になりましたので、これより平成30年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、本日の出席状況について、並びに、配付資料等について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様、おはようございます。委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

私は、事務局のみどり公園課長の依田です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は、渡辺委員と小島委員から欠席の連絡をいただいております。また、現在、椎名委員がお見えになっておりません。このため、本日は15名中12名の出席によりまして審議会は成立しております。

続きまして、本日の資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第、A4版が1枚。次に、資料1、こちらが、みどりの推進審議会の委員の名簿になります。これが1枚です。資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について、これがA4の表裏で1枚になります。次に、資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、こちらは回収資料になります。資料4としまして、新宿区みどりの条例同施行規則、A4で7枚の資料になります。資料5は小冊子になりますが、みどりの文化財保護樹木等のガイドブック、そして、資料6としまして、新宿区みどりの基本計画、こちら、回収資料になります。また、資料7としまして、新宿区みどりの実態調査報告書の冊子、以上になります。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の資料の取り扱いですが、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真のみ非公開としまして、資料6の新宿区みどりの基本計画、及び資料7のみどりの実態調査の冊子とあわせて回収資料とさせていただきますと考えております。よろしく願いいたします。

また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査・審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様のお発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。

よろしく御協力のほど、お願いいたします。

ここでマイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際には、お手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただきたいと思えます。

事務局からは以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** 資料の過不足等ないようでございますので、議事を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除につきまして、担当係長から御説明をさせていただきます。

**事務局担当（佐藤）** おはようございます。係長の佐藤です。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明をさせていただきます。お手元の資料2の内容を、映像にまとめてございますので、前のスクリーンをごらんいただければと思います。

前回の審議会の後、5月30日から本日9月6日までの間の案件でございます。

公有地の保護樹木に関しましては、指定・解除の案件はございません。

民有地の樹木のことになりますけれども、今回、保護樹木については、指定が5件、本数は9本、解除が2件、本数が7本ございます。

保護樹林に関しましては、解除をしたいというお申し出が1件、551平方メートルございます。

保護生垣は、指定をしたいという案件が1件、62メートルございます。

それでは、個々のものについて御説明したいと思います。

まず、保護樹木等の指定についてでございます。

1件目の案件については、富久町になります。クスノキとケヤキです。

2件目は、百人町一丁目のエノキとなります。

3件目が、高田馬場四丁目にありますソメイヨシノとなります。

4件目が、信濃町にありますイイギリ、タラヨウ、イチョウ、この3本となります。

5件目が、市谷加賀町二丁目のイチョウとスダジイの2本となります。

指定については、このほかに、保護生垣が1件、62メートルございまして、木の種類はヒイラギモクセイとサザンカになります。西早稲田三丁目の案件でございます。

それでは、1件ずつ、1本ずつ、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、富久町の案件になります。

1本目ですが、クスノキです。個人宅のお庭に生えておりまして、2本、大きい木があるのですけれども、そのうちの1本がクスノキになります。外観上、幹の上部にへこみがありまして、腐朽の可能性があるのですけれども、ちょっと高い位置ということで、そのへこんでいるところについて確認はできていない状況ですけれども、枝の枯れ、小枝とかの枯れなどもなく、樹勢もよく、管理も適切に実施されております。

2本目がケヤキとなります。クスノキと並んで植栽されているものとなります。こちらは高さが、6.5メートルと余り背は高くないものです。幹回りが1.21メートルとなります。このような形できちんと手入れがされているもので、樹勢、樹形ともに良好でございます。

候補2番目となります。百人町一丁目にありますエノキになります。教会のお庭と申すか、線路側に樹木はございまして、ここにはもともと保護樹木が5本ございます。そちらの樹木診断、健康度を見に行った際に、大きさから保護樹木に該当する樹木があるということで、指定をしませんかという働きかけを行ったところ、御了解いただいて申請いただいたものとなります。

線路に近いということと、隣に大きい保護樹木がありますので、木の形は少し枝の偏りがあり乱れていますけれども、根の張りは良好で、幹に目立つ腐朽などもなく、樹勢も良好でございます。

候補の3番目、高田馬場四丁目のソメイヨシノとなります。土地の所有者の方から指定をしたいということでお申し出をいただいて現地調査を行いましたところ、保護樹木の基準を満たす大きさということで、今回、お諮りするものとなります。

木の高さは10メートル、幹回りは2.5メートルほどございます。個人宅のお庭に生えております。高さが2メートルのところ幹が2つに分かれているということと、非常に家に近い位置に植栽してありますので、片枝状になっていますけれども、全体的に、切り口のやや腐朽などは見られますけれども、先端の枯れなどもなく、樹勢は良好でございます。

4番目の案件となります。信濃町となります。ごらんになればおわかりになるかと思いま

すけれども、慶應大学病院の敷地内となります。

今回、1本目はイイギリになります。高さが10.5メートル、幹回りが1.43メートルのものです。この木も高さが2メートルのところまで幹が2つに分かれています。太い方の幹が北方向に少し傾斜していたり、幹に多少傷があったりはしますが、樹形、樹勢とも、良好でございます。

候補の2番目となりますけれども、タラヨウです。高さは7.6メートル、幹回りは1.22メートルでございます。ちょっと高い植え込みの中に生育しております。少し深植えで根張りが見えないという状況ではありますけれども、外観上、幹に腐朽などは見られず、樹勢とも良好です。タラヨウというのは保護樹木として指定するサイズというのは少し珍しい樹種となります。

候補の3番目がイチョウとなります。高さが18メートル、幹回りが1.97メートルでございます。ほかの、既に保護樹木に指定されているヒマラヤスギですとか、ほかにもイチョウで指定しているような木が周囲にございます。そういった中に生育しておりますので、あと、建物なんかもありますので、枝の数は少し少ないのと、<sup>ひあつ</sup>被圧、ほかの樹木の影響を受けてはおりますけれども、樹勢、樹形ともに良好でございます。

5番目となります。市谷加賀町二丁目の個人住宅の木となります。こちらには、既に1本、保護樹木に指定している木があるんですけれども、こちらの健全度の調査を行ったところ、ほかに指定できる大きさの樹木があったということで、追加で指定をしませんかという働きかけをしたところ、同意をいただいて、今回、お諮りするものとなります。

まず、候補の1番目になりますけれども、イチョウです。奥のほうに幹があるんですけれども、これがイチョウになります。敷地の端のほうに植わっているような状況です。地盤から少し上がった、縁石に囲まれた中に植わってしまっていて、やや深植えでちょっと根張りのところが見えないというようなものとなっています。あと、位置が位置ということで、2年ごとに所有者の方が、<sup>せんてい</sup>剪定管理をしているということで、<sup>じゅかん</sup>樹冠が少し小さ目のものとはなりませんけれども、幹に目立つ腐朽などは見られず、樹勢は良好です。

候補の2番目なんですが、全景は中からは撮れず道路側から撮っておりますけれども、スダジイとなります。高さが7.2メートル、幹回りが1.42メートル、これは幹が3つに分かれておりまして、1.1メートル、0.5メートル、0.44メートル足したものに0.7を掛ける、7掛けをしますと言いますが、0.7を掛けてはじき出す数字を幹回りとして1.42メートル、指定の基準を超えているということで、今回お諮りするものとなります。南側のお庭の中に

ほかのスダジイですとか、ギンモクセイですとか、そういったものと並んで植わっているような状況となります。幹に目立つ腐朽などはなく、樹勢も良好でございます。2年に一度、やはり、<sup>せんてい</sup>剪定管理を行っているということでございます。

樹木は以上となりまして、次に、生垣となります。

西早稲田三丁目のマンションの公開空地といいますか、一般の方が通り抜けできるように整備されている通路があるんですけども、そちらに面して、生垣が設けられているものとなります。サザンカの5メートルのところは公道に面しておりまして、ヒイラギモクセイのところはそういった通路に面しているという状況でございます。

写真を見ていただければわかると思うのですが、きちんと<sup>せんてい</sup>剪定の管理がされておりまして、非常にきれいな状況となっております。この敷地内通路ですけども、常に開放されておりまして、誰でも通行が可能で、隣接する小学校の通学路としても使われております。

指定の案件については、以上となります。

続きまして、指定解除について御説明をしたいと思います。

今回、保護樹木の解除の申し出をいただいたのは2件、7本となります。

1件目が中落合二丁目になります。クスノキ、ケヤキ、ムクノキ、タイサンボクの4本となります。2件目が信濃町でして、スダジイ、イチョウ、スダジイの3本となります。この信濃町の案件は、先ほど申し上げました慶應大学病院のところで建築計画がありまして、支障になるということでの申し出となります。中落合二丁目のほうは、土地の売却というのがお申し出の内容となります。

保護樹木の解除の1件も、この中落合二丁目、同じ場所となっております、そちら、面積が551平方メートルとなります。

それでは、また、個別に御説明をしたいと思います。

こちら、中落合二丁目の案件となります。4本でございます。後できちんと樹木のときには敷地囲むんですが、このあたりをずっと、この小さい一軒家のところと上の2軒分のところの土地をお持ちの方が土地を売却するということで、所有者の方と実際の不動産会社の仲介の方、買う方というんですか、そちらと立ち会いを行ったものとなります。

やはり、土地の売買と建築計画の支障になるということで、今回、指定解除をしたいと思います。申し出をいただきました。残すことができないかという働きかけは行ったんですけども、土地の売買によくある<sup>きりかへ</sup>更地引き渡しということで、申し出をいただいたものとなります。

樹木の状況でございます。1本目ですけれども、昭和55年に指定をしましたクスノキとなります。高さが10メートルで、幹回りが2.75メートルでございます。

2本目が、平成5年に指定をしましたケヤキです。高さが8メートル、幹回りが1.28メートルでございます。庭の斜面の途中に植わっている木でございます。

3本目と4本目が、先ほどの図面で飛び出している小さい家があったかと思うんですけれども、そちらのところにある樹木となります。平成7年に指定をしたムクノキで、高さが10.5メートル、幹回りが1.91メートルでございます。塀と家のすき間のところに生えている木でございます。

4本目が、平成7年に指定しましたタイサンボクとなります。高さが10メートルございまして、幹回りは1.52メートル、こちらは1.37メートルと0.81メートル、2つに分かれているものとなります。こちら隣接する家と家の間にありまして、<sup>きょうせんてい</sup>強剪定されてひよろっとしたような状況となっている樹木でございます。

樹木の解除について続けて説明させていただきます。

こちら、慶應大学病院、おわかりになるかと思うんですが、信濃町となります。敷地の南側をJRが通っておりまして、間に区道があるんですけれども、こちらの西側が外苑東通りとなります。信濃町の駅から外苑東通りを渡って来ると、病院の入り口がこの辺にあると思うのですが、この角にあるスタジイと入り口のところにあるスタジイとこちらにあるイチョウ、この3本について指定を解除したいというお申し出がございました。

こちらが敷地の角にあるスタジイとなります。少し道路から上がっている位置に植わっているスタジイなんですけれども、この場所については、木のずっと先のほうに、今、交番があるんですが、そちらがちょうどこのスタジイのあるところへ移るということで、解除したいというお申し出がありました。

ほかの2本も含めてなんですけれども、移植も含めて何とかならないかということは区役所のほうでも働きかけは行ったんですけれども、大きさが大ききさであるということと、やはり、移植で敷地内に植えることができる場所がないということで、今回、やむなしということでお諮りするものとなります。こちらは、この場所に交番を建てるということで解除のお申し出をいただいたものになります。高さが9.5メートル、幹回りは2.07メートルでございます。

2本目が、昭和51年に指定しましたイチョウとなります。高さが14メートル、幹回りは2.3メートルでございます。こちらは、後で図面も入れて説明しますが、ここのところをもう



少し、病院に来る方の駐車をスムーズにするための車路という形で整備をしたいというお申し出をいただきまして、これもなかなか移すのも含めて難しいということでお申し出をいただいたものになります。

3本目、これが入り口のところにありますスダジイとなります。少し、こういう形でキノコが出ています。根元もこういう形で、かなり根が浮いています。こちらも入り口の車両通行の支障になるということでお申し出をいただいたものとなります。

今、申し上げたところ、御説明をさせていただきます。

こちらが外苑東通りになりまして、ここが隣接する区道側となります。この角のところが交番が移設するというところで樹木があたるという場所となります。警察のほうからこういう形で外苑東通りに、病院に来る方の駐車の、駐車待ちというんですか、駐車場に入るのを待つ車が非常に多くなり、病院前の通りが非常に渋滞をするということ、敷地の中に車を引き込んで、きちんとはとめるスペースを大きく確保するよう、そういう形でつくってくれというような話があったということで、大きく入り口のあたりを改修する計画です。緑色で薄く見えていますが、こちらにイチョウがありまして、ここにスダジイ、1本、2本という形であるということがございます。

とにかく、移植に関しては働きかけをしたんですけれども、やっぱり、適切な移植場所が確保できないということでお申し出をいただいたものとなります。

ここで樹林のほうの解除のご説明をします。先ほどの中落合二丁目の保護樹木の解除と同じ場所となります。平成5年に551平方メートルという形で保護樹林の指定をかけたところを、土地の売買ということで解除したいというお申し出がございました。

これが写真となります。手前からお庭のほうに向けて撮ったのがこの映像となります。中の庭を上がったところにこういう形でクスノキですとか、家が2軒あるような状況となっております。

今回の案件をお認めいただきますと、保護樹木については、公有地については増減ないということで、2件14本のままとなります。民有地については、1件2本増の270件、1,258本、保護樹林については1件減、551平方メートルの減ということで35件、8万7,055平方メートル、保護生垣については1件の増ということで39件、1,184メートルになります。

説明については、以上となります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明を申し上げましたけれども、ここで御質問なり、あるいは、御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** 御説明、ありがとうございました。

ここ一番に1つ、大変感激しました。2番目のエノキですか、強制じゃないんですよね、働きかけで、この働きかけというのが大変微妙で、でも、働きかけたんですから、それでふえたことになりますので、この姿勢というか、それは我々も見習っていかなければならないと思ひまして、積極的な姿勢なので、大変今回感激いたしました。これからもよろしく願いしたいと思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございました。

ほかに、どうぞ、御意見をいただきたいと思ひますが。

たまたま、今、指定のほうの御意見を伺いましたけれども、今回の指定をする樹木について、あるいは、生垣もごさいますけれども、何か御質問なり、御意見ごさいますか。

どうぞ、丹羽委員、お願いいたします。

**丹羽委員** ちょっと本題から外れるかもしれないんですけども、指定樹木というのは区の緑被率からいうと、どのくらいの割合になるものなんでしょうか。

**熊谷会長** 事務局、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** すみません、みどりの実態調査の中でその解析、まだしていない状況でございいます。

**丹羽委員** と申しますのは、やっぱり、一方で指定樹木がふえるということは大変喜ばしいことだと思うんですけども、目の前で、やっぱり、特に公共機関ですか、その中でどんどん木が切られていってしまうという現状を見ますと、住民の、いわゆる、区民の人たちがそれに関心を持ってもらうには、どのくらい、今、指定されていて、全体の緑被率がどのくらいあって、その割合がどのくらいかということ、これを知ること自体が一つの樹木を残そうというモチベーションにつながるんじゃないかなという気がしているんですけども、やっぱり、難しいことですか、これ、算定するのは。

**熊谷会長** 大変貴重な御意見ですけども、区の緑被率はここ何年か計測しておりまして、航空写真をもとに、上空から眺めた樹木の固まりの平面投影面積をずっと計測しているものですから、一本一本の単独樹木ですと、余程大きくないとそれに算入されなかったのですが、

その辺の精度は最近上がってきてはいるのですがけれども、従来から、保護樹木だけを取り上げた、あるいは、保護樹林だけを取り上げて、その緑被率がどのくらいかというのは、多分、調査の対象にしていなかったと思います。

それは、もともと、全体の区の緑被率を計測する精度が非常に甘かったものですから、その誤差範囲で、結構、増減が影響を受けますので、明らかに区の中で緑被率が大きく減少しない限り、ほとんど年度による差が余り出てこなかったのが実態なんですけれども、最近、精度が上がってきましたので、丹羽委員がおっしゃるような保護樹木の部分をもう一度、緑被率として換算できるのではないかと、私、思います。

ですから、できれば事務局のほうでそういう保護樹木について、区の緑被率への貢献度、多分、1%ないと思いますけれども、それを算出していただいて、また、この審議会でご意見をいただけたらと思いますので、この点については私のほうでお預かりをさせていただいて、全体調査の中でもう一度検証させていただきたいと思います。

大変いい御意見で、私も、ぜひ、それを検証していきたいなと思います。

**丹羽委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** 今回の保護樹木、保護生垣等について、何か、特にございますか。

齋藤委員、お願いいたします。

**齋藤委員** 保護生垣が、いわゆる、私道というんですか、区民に自由に通行できるようなところのマンションの脇に、その生垣がそもそもどういう目的でつくられたようなもの、目隠しなのか、それとも、そういう私道の緑化なり修景なのか、この手のものって今後ふえる可能性があるんですか、実際にそういうふうに使われている場所で生垣としてこれからつくるみたいな可能性があるようなタイプなのか、お聞きしたいんですけれども。

**熊谷会長** 事務局、わかる範囲でお願いいたします。

**事務局担当（佐藤）** では、私から。これは、区のほうで緑化計画書のような制度で緑化をさせるのが始まったか、始まっていないかぐらいにできた場所かなと理解しています。

このヒイラギモクセイの生垣は、建物に、写真の右側の上のほうなんですけれども、建物のベランダが向いているところに沿ってありますので、目隠し的な役割があるかなというのはございます。

サザンカは道沿い、もともと塀があるようなところにありますので、こちらは緑化計画で接道部なんかを、道路に面しているところに緑地を設けてくださいとかありますので、そういった要素が強いのかなとは思っています。

こういった緑化計画書制度などで区のほうで緑化の指導をする際も、一般の通行の用に供するようなところは道路として緑化をなるべくしてもらおうという形をお願いなり、指導なりという形で取り組んではおりますので、業者の方に御協力いただければという大変ですが、こういったところにもきちんと、人が通るんですから緑化していってくださいという形で何らかの植え込みをつくってもらおうような働きかけはしていくということで、これまでもやっていますけれども、これからもやっていく形になると思います。

**斎藤委員** ありがとうございます。

保護樹木って、長い歴史の中で、かつては立派なお屋敷の生け垣みたいなのを保存するということだと思うんですけども、やっぱり、新しいタイプのものを評価してあげればそういうものが少し進むのかなと思って質問させていただきました。

ありがとうございます。

**熊谷会長** 椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 関連してですけども、大阪のほうでブロック塀が倒れましたよね。それで、新宿区の場合、結構、古い町並みとか細街路というんですか、細い道があって、ブロック塀が大分、昔からのものができている可能性がかなりあるんじゃないかと思うんですけども、そのとき、恐らく、小学校なんかは文科省の指導で点検しましたけれども、一般のお宅はもちろん個人の所有物ですし、ただ、建築基準法上は恐らく既存不適格というんですか、昔の形でできていますので、基準法が後づけになっていますから、昔やったものはそのままになって、基準不適格になっていると思うんですけども、そういうものについて、この生垣を促進する、倒れても……倒れることないですからね、地震で樹木は倒れませんから、風では倒れますけれども、ブロック塀はかなりいろいろあるんじゃないか。

そういうことをもうちょっと深く、なるべく直していただいて、さらにそれを生垣に誘導していただくというような施策を何か展開できないかな、今のお話を聞いて特に感じた次第です。再開発も進んでいますので、大分、新宿は直っていますけれども、新宿、全体広いし、昔からのまちも多いですし、そういう点ではそういう必要が、新宿の場合は特にあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 大阪の地震を受けまして、新宿区におきまして、やはり、ブロック塀は危険ということで、まず、通学路沿いの一斉調査をいたしました。さらには、これからその他の場所をくまなく調査をするということでやっております。

今までもブロック塀をとって生垣にという助成制度があったところですが、新宿区としては、ブロック塀の撤去及び生垣の造成の助成金額を見直して拡大する方向で進めていこうと考えております。

ですので、椎名委員のおっしゃるように、生垣のほうに誘導していただくと考えておりますので、頑張ってもらいたいと思います。

**事務局担当（城倉）** 今、課長が言ったように、もともと助成制度があって、ブロック塀を壊す経費、それから、新しく生垣をつける経費のうちの一定の割合について助成する制度がありました。それを拡充していくということになっているんですけども、実際、今まではそんなに申請も、助成をした例はそんなには数は多くなかったんですけども、大阪の事故以来、問い合わせはかなりたくさん来ています。

我々も問い合わせが来ると調査に行っているんですけども、ただ、助成金は出ても、やはり、自己負担がそれなりにかかりますもので、今の時点でまだ、まとまったものはないんですけども、問い合わせとしてはかなりの件数が来ているという状況です。

**椎名委員** それというのは、要するに、防災対策の一つの施策として位置づけられているのか、緑化として位置づけているのか、どっちなのでしょう。

**みどり公園課長** 施策としては、メインは防災になりまして、防災都市づくり課と連携して行っておりますが、せっかくブロック塀を撤去するのなら、ぜひ、その後に生垣をとということで、うまくコラボして進めていきたいと考えております。

**椎名委員** 助成制度をさらに、お金をふやすのが一番いいんでしょうけれども、なるべくそっちにいくようにして、こういう生垣をできるような形、生垣の場合は個人でもかなり管理できるんですね、それなりの高さであれば。そんなに高くする必要ないですから、高垣じゃないですから、大きい木は業者さん頼まなきゃいけないんですけども、生垣の場合は自分で刈ることも結構、今、トリマーや何かで、電動のものがありますのでできますのでね。ぜひ、コラボして、あと、アピールして、実際にどのぐらい危険だと、どういう基準というか、どのぐらいのメートルというか、道路の延長というか、あるということなんですか。

**みどり公園課長** 現在、区全域の調査に入っておりますが、まだ結果が正確に出ていない状況です。出来次第公表していくという予定で進めておりますが、かなりの延長になります。

そのうち危険なもの、基準に合わないもの等につきましては、防災都市づくり課と共通のパンフレットをつくりまして、当然、生垣も落とし込んで、注意とともにPRをしていくという形で進めていきたいと考えてございます。

**椎名委員** 特に、子どもが被害に多く遭いますので、ぜひ、そこら辺、区を挙げて、そういう対策を強力に推し進めていただきたいと思います。

あと、細かい話で申しわけないんですけども、例えば、今、表の、資料2と書いてある表がありますね、そこに、5-2ですか、スタジイとあって、1.42で括弧して1.1、0.5、0.44と書いてあるんですけども、これの1.1の前に3本立ちとか、そういう表示を入れたほうがいいと思います。1.42は余り意味がないのかなと思います。むしろ、3本立ちと書いて、1.1、0.5、0.44と、これのほうが将来的に変化したときの状況がよく比較できますので、そういう表示のほうがいいのかなというようにございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、鶴田委員、お願いいたします。

**鶴田委員** 指定と解除、両方にあった慶應大学病院さんなんですけれども、この28年の8次のみどりの実態調査の54ページを拝見しますと、今、大学病院さんのところで106本の樹木をお持ちで、やはり、これは新宿区の中でも樹木の多い施設の上位30位内の中で13位を占めているということで、非常に大きな力を持っていらっしゃると思うんです。

今回、指定もしたけれども解除もしたということで相殺されているかと思うんですが、今後の建築計画というのを先にごらんになる機会とかある中で、やはり、今後の緑化計画みたいなことにも、ぜひ、アドバイスを、こういうみどりの空間というのが病院のようなメンタルヘルスですとか、来院される方とか地域防災の中でも避難所とか対応の拠点になるようなところですので、ぜひ、そこは、解除のところを、移植ができないということで残念ではありますが、その後の成長をより御支援いただくということと、それを維持されていることを褒めるということをしていただければと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいまのは御意見として承っておきたいと思いますので、事務局、よろしく願いいたします。

渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** やはり、間接的な話になるんですけども、先ほど丹羽委員からありました保護樹木の指定とかのモチベーションに関連してなんですけれども、斎藤先生がお話しされたあの箇所、マンションの公道のところというのは通学路というお話だったんですね。

連携が難しいのかもしれないんですけども、通学路というのは子どもたちがたくさん通るところで、教育委員会であるとか、近隣の小学校にうまく連携をして、働きかけて、そこ

の小学校の校区の中にどんな保護樹木があるとか、保護樹林があるとか、先ほどの慶應大学病院のようなところも含めて環境教育の一環のような形で見回ってもらうとか、そういった働きかけも間接的に行っていくと、保護樹林、あるいは、保護樹木を行っているところのモチベーションにつながるかなと思いますので、もし機会があれば検討していただければと思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

保護樹木の指定については、一応、以上ぐらいにして、よろしければ、解除の案件について御審議をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

先ほど鶴田委員のほうから指定と解除との関係性みたいなことの御意見がございましたけれども、慶應大学病院の解除についてはいかがでしょうか。わかりやすく言うと、あの3本はどうも警察のほうの交通安全上の指導が来て、慶應大学病院のほうが必ずしも自主的というか、いわゆる、これも交通上の渋滞とか、それから、安全とか、そういうことで警察の指導に従って樹木を伐採する、こういう説明で、これは多分、解除、その問題だという御意見がとおりかもしれませんが、特に、入り口のところの立派な樹木ですよ、ランドマークにもなるし、慶應大学病院に来た方、どのくらいあそこの入り口のところで病気で暗い気持ちが元気づけられるかと思えますけれども、警察はそういうところを無視しますから、安全のほうの方が大事でしょうから。

このときに、慶應大学病院のほうで自主的に3本を解除するのでその代償として新しく3本を申請したい、こういうふうに申し出があったのか、それとも、区のみどり公園課のほうの指導で、できればこれにかわるような樹木があれば指定の申請をしてほしい、こういうことがあったのか、その辺の事情について、よろしければお伺いしたいと思います。

**事務局担当（城倉）** 実は、慶應大学病院の樹木については、ちょうど2年前、平成28年7月にすべての保護樹木について調査をしました。健全度を調査したわけですが、そのときに保護樹木に該当するというので、今回、指定についてご審議いただいている3本について候補の木として挙げました。

その時点で、その3本について指定してくれないかというお話をしたのですが、病院側は、今、建物を壊したり建てたりという計画を進行中で、なおかつ、今回、区の事業で慶應大学病院の植込み地を削って50センチ歩道を広げたのですが、その時点では計画がまだ固まっていなくて、保護樹木に指定してしまうとその木が拡張部分にひっかかってし

まうかもしれないということがあって、その時点では指定の申請をしていただくことができませんでした。

今回、このお話が出てきたときに、一番角のシイノキもぜひ残してほしい、移植するならば補助金もあるので何とかしてくれないかとお願いをしたところ、慶應大学病院側は、今工事に入っているゼネコン側と業者の見積もりを取ったり、いろいろ協力してくれて、植える場所とかも調査してくれたのですが、結局、残すことはできないという話になりました。

それならば、なくなった分、以前に調査してあった3本について、ぜひ、指定をしてほしいということで了解をいただいて、差し引きゼロみたいな形になりました。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上のような事務局の皆さんの努力で、今回の保護樹木の解除と指定との関係について、多少は御理解いただけたと思いますが、ほかに、解除についてはいかがでしょうか。

副会長、お願いいたします。

**輿水副会長** 今、出している図面の駐車場のリニューアルというんでしょうか、絵がありますけれども、こういう計画というのは、駐車場のそのリニューアルという計画は、制度的には区が何か助言するとか、何か、物を言うチャンスというのはあるような流れになる事業なんでしょうか。それらを教えてください。

特になければ、ありませんでもいいんですよ。

**みどり公園課長** 特にないかと。

**熊谷会長** ないよね。

**輿水副会長** すみません、やっぱり、日本有数の病院ですし、それから、入り口の部分のこういう改修計画は、このあたりの環境とか、顔とか、景観とかという意味ではとても大事な部分ですから、だだっ広い駐車場になってしまうだけではなくて、何か少し、みどりの修景上配慮していただけるといいなというふうに思うんです。

この絵だけではよくわかりませんが、全くみどりのない駐車場になってしまうというイメージですか、お聞きしたいんですけども。

**事務局担当（佐藤）** 慶應大学病院の建築計画に関して緑化計画書という形で全体の計画が出ております。今、私も内容まで全部覚えてはいないんですけど、こちら辺に丸印がずっと入っていたり、ここも丸が入っていたりするので、並木を、木を新しく植えるのかと思うのですが、実際の緑化計画書と照らし合わせをしてみないと、本当に植えるのかどうか、うそを言



うわけにはいきませんので、何かしら、こういう計画があるときは、植え込みをつくって植えていくというのは計画していただけたらと思っていますのですけれども。

**興水副会長** 下のほうに確かに丸がいっぱいかいてありますね。ということは、そこそこ大きな木が植えられるような駐車場の計画、人が通る、歩くところの広場みたいな部分なんではないか。そこそこの樹木が植えられる計画になっていますね。

そうすると、せっかく緑化計画書を出していただくようなプロジェクトのようですから、保護樹木が解除されて樹木がなくなってしまうということを皆さん心配されたわけですから、緑化計画書ではこういうふうになって木を植える話になっていますよ、だから、将来的にはみどりの量としてはふえるんじゃないでしょうか、ぐらいのことはこの場で説明していただいたほうが、みどりの推進審議会としてはそのぐらいの説明があってもよかったんじゃないでしょうかねという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**みどり公園課長** その点は本当に失礼いたしました。そのような形で御説明するようにいたしますので、失礼いたしました。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

では、椎名委員、そして、池邊委員の順でお願いいたします。

**椎名委員** 到着が少し遅れてしまいすみませんでした。緑化計画書というのはどこに提出して、どこが判断するのですか。区役所じゃないんですか。区役所ですか。

**みどり公園課長** 区です。

**椎名委員** これは都の自然保護条例か何かに基づく緑化をしなきゃいけない基準に該当している物件ということでしょう。この審査というのは区のほうでやるんですか、緑化計画の。

**みどり公園課長** 新宿区のほうで条例をつくりまして、新宿区の物件については新宿区のほうに任されております。

**椎名委員** そのときに審査をするのはみどり公園課ですか。そうすると、そのときに保護樹木がどうなるかということはわかりますか。

**みどり公園課長** 当然、こちらのみどりの係のほうで見えていますので、保護樹木があればそこはわかります。

**椎名委員** そうすると、保護樹木がどうなって、新しいのはどう植えるかというのはわかるんですよね。

**みどり公園課長** 当然、全部わかります。

**椎名委員** そこら辺、入る余地がありますね、逆に言えば。保護樹木というものの、新しく植える樹木よりも保護樹木のほうが、ある意味、価値がある、保護樹木の条例はそういう意味でやっているわけですから、それをどう生かすかというのはその時点であれかもしれませんが、何か対応できるのかもしれない。

というのは、どんどん、これから慶應大学病院、建てかえると思うんですよ。そうすると、そういう問題いっぱい起こると思うんですよ。そのたびごとに保護樹木が切られて、新しいのを植えればいいやという考えではないですよ、保護樹木制度というのは。ですから、そのところは、ある区域が緑化計画を立てなきゃいけないということになれば、保護樹木の移動、改廃とか、もしくは移植、これはお金が伴いますけれども、そういう意味で、指導というか、別々のことじゃなくて一緒のこととして、保護樹木の改廃とか、それから、新しく新植する、新宿区の条例で新植せざるを得ないというものを両方あわせた形で、保護樹木をむしろ生かすような形で計画の指示をするというような体制をとっていただいたほうがいいのかなと思います。

**事務局担当（城倉）** 私どもで実際に緑化計画書について審査をして認定していますが、保護樹木に限らず、一定の大きさの木についてはポイントが高いというか、実際、面積で言うと、実際の葉の張りよりも1.3倍してみどりがあるというような換算ができます。

そういうことがあるので、やはり、大きな敷地についてはなるべく大きな木を残してくださいということで緑化計画書をつくっていただく、事前相談あったときにそういうお願いをしています。

現実には、ここについても、保護樹木については26本ですけども、それ以外についても大きな木がかなりたくさんありますので、当然、緑化計画書が出されたときにはそれをたくさん残しながら緑化計画をしてくださいというお話はしています。

ただ、そうは言いましても、例えば、計画した建物のど真ん中に大きな木があると、どうしてもこれは残すことが難しいというお話になります。それと、条件によっては、移植をして果たして活着するかということと、移植する場所があるかということも踏まえながら調整をさせていただいているところです。

椎名委員おっしゃるとおり、植えたての木よりも年数経た木のほうが価値というのは全然高いと思いますので、そのことを踏まえながら計画書について審査しているところでございます。

**熊谷会長** それでは、池邊委員、お願いいたします。

**池邊委員** 今のとも関連するんですけれども、多分、今、医療施設というのは、結構、景観に寄与するとか、みどりに対してどのくらい地元貢献をしているかというところは気にしている部分だと思うんです。

私、実は、港区の景観審議会委員を10年ぐらいやっていたんですけれども、港区ですと、結構、景観アドバイザーの指導によって、新しい病院計画の場合も、あとは、そういうもとの樹木を残してというものも含めてですけれども、結構、病院が景観賞や、あるいは、みどりのほうの賞もあるんですけれども、そういうようなものの対象になっているんです。

ところが、今、新宿は女子医大も国際医療センターも、あるいは、メディカルセンターも、それから、今、また、女子医大が大規模に全部建て壊して新設を、キャンパスということで新設していますけれども、そういう病院が新しく建てかわったときに壁面緑化も含めて何もされていないし、地元に対して貢献しているという感覚がない状態にありますので、それというのは、もちろん、そういう表彰制度がないからというわけではないと思うんですけれども、もう少し病院がそういうことをやったらそれなりに評価して、こういうことをやってくれていますよというようなことをアピールしたり、そういうような、表彰をするかどうかは別として、そういうことをやってくれているところは病院だけではなくて、公共公益施設というのは、高齢福祉施設ですとか、さまざまところがあるかと思しますので、そういうところはそういうふうに褒め育てじゃないですけれども、そういう機会をつくるだけでも違うのかなと思いますので、今後の新設も含めて、ぜひとも御指導のほど、よろしく願いいたします。

**熊谷会長** 事務局、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 表彰制度等につきましては、昨年度議論していただきましたみどりの基本計画の中でも今後やっていくこととして位置づけておりますので、ぜひ、そういった、褒めるといいますか、表彰するような制度を立ち上げてまいりたいと考えております。

また、先ほど興水副会長からお話があった緑化の件ですけれども、今、慶應大学病院の緑化計画書を確認してみましたが、丸いところが全部樹木で、駐車場の中も周りも新植樹木を、高木を中心に配置していくということになっておりますので、その点はみどりいっぱいになるという計画でございます。

**興水副会長** わかりました。ちょっと安心はしたんですけれども、要するに、保護樹木の議論をここでやっているわけですけれども、保護樹木の話を通して新宿区全体のみどりをどうするかということ常を視野に置いているわけですね。

だとすれば、この場合の、この案件についての説明でも、やっぱり、新しくこういうふう  
に樹木植えられますよ、全体としてはこうなりますよということを説明していただかないと、  
この保護樹木の指定解除がどういう意味を持つかということの判断が乏しくなるんですよ、  
やっぱり、きちんと判断できないですから。

これからちゃんと、そういう緑化計画書の内容も含めて、この案件のみどり全体がどうな  
るかということ的前提にして保護樹木の指定解除の話もちゃんと御紹介いただく、報告して  
いただくということをこれから、ぜひ、よろしくお願いします。

**みどり公園課長** わかりました。そのようにやってまいります。

**熊谷会長** 齋藤委員、お願いいたします。

**齋藤委員** 私も造園で学生のときにこういう図面描くんですけども、これだけ緑化したとし  
ても、これが保護樹木たる非常に太い木に、全部なるわけでは決してないわけですね。

それで、もし、今までは神社とか個人庭、お宅とか大きなお屋敷とかの木がそういうふう  
に指定されてなくなりつつある中で、次はどうするのといったときに、やっぱり、この中の、  
これが向こう100年残すための、土壌も含めて、それをどこに置くんだとか、そういうデザ  
インとか緑化の考え方みたいなものをつくっていかないと、なかなか大きな木の価値とい  
うのは、あるものを認定するのはいいんですけども、この先どうするのというあたりは、ぜ  
ひ、今までのそういう蓄積というか、データは持っているわけですから、そのあたりを考え  
てうまく回るような、単に丸をばあっと書くといっぱいなんですというのが、僕なんかも将来の  
ことなんか考えないで丸いっばいつけば格好いいなみたいなことだと、ちょっと失礼な言  
い方ですけども、そういう中で、これは、庭園で言うと主景木とか、そういうところほど  
こなんだ、そうしたらそれに必要な土壌とか、いろんなことで言うと、単純にこんなに簡単  
に丸はかけないはずなので、そのあたりはいろんな連携とか考え方が必要なのかなというふ  
うに思います。

**熊谷会長** 御意見ですので、そういう学生を指導する先生方にもまずはいい学生を育ててもら  
って、そういう学生さんに区のみどり公園課に積極的に入ってもらって、というのは、やっ  
ぱり、人の問題がこれは大きいと思いますね。

ですから、保護樹木といっても、自然の樹木とかそれだけじゃなくて、それを支えたり、  
あるいは、育てたり、それから、今、言ったように、デザインする、そういう人をできるだけ  
多く専門の部署へ補充していくとか、あるいは、そういう研修をするとか、そういう  
ことが大事ですので、今までも十分おやりでしょうけれども、これまで以上に事務局のほう

でもその点に留意をしていただけたらと思います。

それから、審議会委員の皆さんにも、ぜひ、その辺を、文句だけ言うんじゃなくて、きちっとフォローしていただきたいと思います。

鶴田委員、お願いいたします。

**鶴田委員** 1つ質問なんですけれども、この緑化計画の中では、丸のレベルもいろいろありそうな感じがするんですが、想定している樹種などまでは提出されていない感じですね。特にこのエントランスのところの一番手前の道路側の3本は大きな丸が書いてあって、恐らくシンボルツリーみたいなイメージがされそうなどころでもあると思うので、まだ、そういう区からの働きかけができる余地があるのであれば、今の御議論などをお伝えいただいて、どういう配置が望ましいかといったようなこともアドバイスいただけたらありがたいと思います。

**みどり公園課長** 緑化計画書では全部樹種まで、樹高まで含めて載せますので、これから保護樹木の解除とかも含めてまた計画の変更になりますので、そういった視点も指導してまいりたいと思っております。

**熊谷会長** いかがでしょうか。慶應大学病院が非常に人気ありますけれども、ほかの案件はいかがでしょうか。

吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** 先ほどいろいろお話聞いているとごもっともなんで、行政もそういうものかなと思うわけですが、私どもは1つ大変関心しておるのは、新宿区の花はツツジでございます。ツツジが象徴でございますが、区民の皆様はツツジを知らない方が多いし、学生諸君とイベントのときアンケートでやりますと、知りませんというお答えが多うございます。

そこで、私ども有志が集まって、ツツジをふやそうということで、種から苗を育てて、ぜひ、お庭に植えていただきたいと運動しております。これは、私ども亡くなってから大きく育つ木なんです。今、200年とか、100年、100年先見てやろうじゃないかということで有志でやっておりますので、一応、御参考までにお知らせさせていただきました。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございました。

いかがでしょうか。ほかに御意見。

副会長、お願いいたします。

**輿水副会長** 中落合のところ、教えていただきたいんですけれども、私、土地勘がないので、所番地だけではどの辺かがわからなかったものですから、中落合二丁目というのは、みどり

の基本計画の図で言うと、例えば、この図書の71ページの地域別方針、落合地域という図があって、そこではこの落合地域で大事なみどりについて示されているんですけども、この図で言うと、中落合二丁目の当該地域というのはどの辺になるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

**みどり公園課長** ちょうど真ん中辺の、みどりの線が十字になっているところぐらい、いわゆる、落合斜面緑地の斜面の始まる場所です。図面の上のほうに階段が見えますが、クスノキとケヤキはその山の上にあります。階段でおりてきて、下のほうがムクノキとタイサンボク、その下、駐車場とありますけれども、その下が新目白通りになります。

という説明でおわかりに……

**興水副会長** わかりません。要するに、気になったのは、今、見ていただいている71ページの図で、真ん中のところに落合斜面緑地があって、特に、真ん中のコアのところは樹林地保護強化地域と、候補と書いてあるんですけども、そこに該当するのか、該当しないのかという。

**みどり公園課長** それのすぐ上になります。ぎりぎり当たらないかと。

**興水副会長** ぎりぎり当たらない。でも、やっぱり、大事な場所であることは間違いのないわけですね。

**みどり公園課長** はい、そうです。

**興水副会長** そういう意味では、この分も樹林地として、できれば、保護していきたい場所であることは間違いなかったわけですね。そこが残念ながら解除という希望が出てきたわけですけども、そのあたりについても、先ほどこの樹林地なり、保護樹木が緑被率としてどのぐらいになるのかという御質問もありましたけれども、やっぱり、新宿区全体では難しい、表現できないとしても、地区別のこのみどりの基本計画の中でこの該当する樹林地がどのぐらいの意味を持っていて、これが規制解除になるとどのぐらいの損失になるのかというのは、大したことないのか、重大な意味を持つのかというあたりについて大変気になる場所なので、少し場所も特定して説明していただけるとよかったですかなという、意見と御質問でした。

以上です。

**熊谷会長** いかがでしょうか、事務局から何か。

**みどり公園課長** 今、副会長から御指摘のあったとおり、しっかり広い視野で敷地全体、また、今後の計画、また、全体の条件、そういったことも含めて今後とも説明するように努力したいと思います。

輿水副会長 よろしくお願ひします。

熊谷会長 椎名委員、お願ひいたします。

椎名委員 これ、どういふ形で売却するんですか、地型といふか、ちょっと、どの範囲が売却されるのかといふのがわかりづらひんですけれども。

事務局担当（城倉） ここが新目白通りです。この駐車場も、はっきり聞かなくなつたのですけれども、ここの方の持ち物で、ここは一族の方が住んでいる。ですから、トータルでは、これはちょっと横になるのですけれども、こう出て、こういふふうな形で売却予定だと思ひます。

椎名委員 これ、斜面地ですよ。

事務局担当（城倉） 上のほうはそうです。

椎名委員 そうすると、後ろに擁壁をつくつてビルを建てるといふ形になるんですかね、よくわかりませんけれども。緑化、例へば、さっきの条例、区の条例にひかかりそうですか。

事務局担当（城倉） 敷地面積250平方メートル以上で建築計画をするときには緑化計画書の提出が必要です。

ですから、これが1敷地として建築計画をするならば該当しますが、例へば、小分けにして一戸建ての住宅を建てて、それが1敷地の面積が250平方メートルなければ提出対象になりません。

椎名委員 そうですか。斜面緑地、なくなっちゃうといふ、存亡の危機みたいなものですかね。

事務局担当（城倉） そうですね。

椎名委員 かなり大きい問題ではありますね。しょうがないといへば、しょうがないかもしれない。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、最後の、結構まとまつた樹林の解除については、面積が非常に減つてしまふといふ、そういう問題がございますし、それから、保護樹木はそれぞれ地域の中では立派な樹木を解除してしまふと、それはそれなりに、大変、みどりに対する影響が強いといふことで、そういう理由の中に従来から土地の売却、あるいは、建物を建てかえるのでといふ、そういう理由が一番多いんですけれども、だんだん、だんだん高齢の方が持つておられるような土地といふのはどうしても相続の関係で細分化されたり、それから、売却をされたりといふようなことが往々にして起こるので、もし、そういうことが、細分化、あるいは売却はやむを得な

い事情で、これは大変、審議会としても慎重に、そして、協力を得るように、例えば、そこにある樹木はできるだけ移植できないかとか、残せないかとかいうことは御意見は出るんですが、そもそもの土地の売却に当たっては更地にするのが原則だという、こういう大きな縛りといいますか、そういう法律が一方でありますので、その辺については、それは随分昔の時代の、それこそ戦後の住宅事情が悪いときの、そこら中がやぶというか、そういう時代の、どちらかという法律といいますか、そういうことですので、できるだけそこら辺の、土地を更地にしなくても売却できるような、そういう方策というのが、これは区ではなくて、もっと上位の、都とか国のほうで検討していただかなきゃいけないような案件だと、私は思っています。

ですから、私ども審議会としてもそういうような方へできるだけ働きかけを行うような努力はしようかなと思います。

逆に言いますと、そういうような縛りの中でも何とか我々ができるのは、土地を売買するような不動産業者、あるいは、建築計画を立てる新しい土地の所有者に対して、前もって、この樹木は新宿区の非常に重要な樹木なのでできるだけ残すような売却方法とか、あるいは、建築の計画をお願いする、できてそこまでだと思いますので、過去にもそういうような例で救った例は、私の記憶でもございます。

ですから、今回も、多分そういうような働きかけを事務局のほうではしていただいたというふうに私は思うんですが、先ほどの解除のほうのいろんな現場の説明といいますか、写真を中心にした説明では、今でも結構厳しいところに、特に、移植となるとほとんど重機が入らない、あるいは縦引き工法ができないというような、根鉢もとれないというような、そういう条件がありますので、理念は理念、それから、現場の対応としては、今回ののは、私は結構厳しいかなと思いますので、いかがでしょうか。

私も残したいんですが、今回の場合は、多分、いろいろな事情から今まで御協力いただいた所有者の方も泣く泣く解除の申請をしていただいたんじゃないかと思いますので。

いかがでしょうか。解除のほうについて、まだ御意見があるようでしたら。

間座委員、お願いいたします。

**間座委員** 非常にむなしい感想ということになりましょうか。解除の件で、信濃町のスダジイと、イチョウとスダジイ、この3本の解除について、先方様の御意見はごもっともでございまして、また、区のほうの係の御担当の方の御努力もおありだったと存じますが、これらの木は別に老いて朽ちているわけではございませんので、それをあえていろんな場所の都合と



か、それらの理由によって切ってしまうということですが、非常に残念でございます。

何かかわりに新しい指定というのを入れられるとのお話も承りましたが、それはそれで、こういう、何かほかに方法、ほかの方法をもってこれらの木を残しながら、御不便でしょうけれども、何か方法はなかったかなと思います。移植という点は非常に経済的なこともありまして不可能でありましょうけれども、この木を残しながら何か環境を、ほかの方策をもって、この木を守りながらその環境を維持するというようなことはできなかったのかしらと、非常にむなしい感想でございますが、ちょっと申し上げたく思いました。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

多分、審議会委員の皆様の気持ちを代弁していただいていると思うんですが、事務局としては何かございますか。事務局もむなしい……むなしいでしょうけれども、審議会のこの解除に当たってこういうような意見が出ました、大変、委員の方々が、特に地域の大切な歴史のある病院ですね、ですから、そこで保護樹木についてはできるだけいい形で対応して欲しいということを伝えていただくことはできますでしょうか。

事務局というのではなくて、審議会の意見としてこういう意見がありましたので、今後の緑化計画を実際に実践していくとか、そういうときに十分にその辺についても御配慮をいただけたらというようなことを伝えていただければと思いますが、ひとつよろしく願います。

**みどり公園課長** 審議会の意見としてお伝えさせていただきたいと思います。

**熊谷会長** 間座委員、よろしいでしょうか。

**間座委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見もないようでございますので、本日の審議事項について、保護樹木等の指定及び解除については、本日の審議の結果、原案のとおりお認めをいただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、特に異議もございませんようですので、原案のとおりお認めをさせていただきます。

たいと思います。

本日の審議事項は以上で終了となりますが、まだ、多少お時間があるようでございますので、委員の皆様から保護樹木以外のことでも結構でございますので、御意見なり、御質問があればお受けしたいと思います。

吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** ありがとうございます。よろしいということでございますので、ちょっとお話しさせていただきます。

ことしの2月の審議会でも事務局より、牛込外濠、新見附外濠、市谷外濠、このへドロの除去、しゅんせつ工事についてお話がございました。まことにいい御案内で、今、ただいま、工事をやっているところで期間が長くかかりますので、まだずっと続いておりますが、それとは別に、これは市谷の外濠の四谷寄り、水が切れたところ、土手に上がったところ、テニスコートや野球場寄りのところ、そこに7月、8月にかけて、大きな、防音ハウスが設置されました。

これは先ほどお話が、前回お話がありました審議会での内容と違う工事みたいでございませう。私どもは、みどりについては、水についてもあわせて審議しているわけでございますので、外濠に対する新たな工事ではないかと思ひまして、調べようとしましても、防音ハウスのため全然中がわからないんです。調べようがございませぬので、できたら、事務局で知っているところがございましたら御案内していただきたいと思うわけでございませう。今後の参考にしたいと思うわけでございませう。よろしくお願いいたします。

以上です。

**みどり公園課長** 今、お手元に資料をお配りしているところですが、下水道局が行っている工事になります。下水道局に詳しい話を聞いてまいりました。

外濠が汚れる原因としては、特に、雨のときに下水が直接流れ込む状態でありましたので、かなりそれが水質を悪化する原因となっております。

今、こちらの赤い線で書いてある部分、かなりの長い区間、飯田橋から市ヶ谷の先のほうまで貯留管をつくっております。どういうものかということ、今までは雨が降って少し汚い水が下水に飲み切らなかつたら、直接、下水ばけから外濠に流れ込んでいるといった状態がありました。そこを流れ込まないように、貯留管をこの赤い長い区間にわたって設置します。

そうすると、雨が降って最初の汚い下水の部分が、直接、外濠に入るのではなくてまずこの貯留管に入ります。その貯留管というのが、今、つくっているところですがけれども、内径

が3メートルで延長が2.2キロ、そして、その貯留量は1万4,800立方メートルと大変大きな容量になります。こちらのほうに、外濠に流さないでまずためて、そして、晴れた後に、ためた汚い水は水再生センターに送水するという、非常に外濠の浄化にとっては効果の高い工事を下水道局のほうでやっているということでございます。参考で資料を配らせていただきました。

ただ、想定外のものすごい雨が降った場合は、この貯留管に飲み切れないものは外濠に入ってしまうということはあるということですが、かなりのところ、直接、下水が入るような状態は改善されるということで、区としても外濠の浄化につきましては、これまで都に要望をしまっていましたので、かなり有効な方法ではないかと考えてございます。

以上でございます。

**吉川委員** ありがとうございます。

私どもといたしましては、この前、2月のときお話しいただいたとき、今のお話のように、ヘドロをとっても、もとを絶たなければだめじゃないかという御意見も出ておまして、今、お話聞くと、はけ口ですか、そこからの良い水、悪い水を分けて悪い汚水についてはまた別の管に入れて送るということで、大変よい計画だと思います。

私どもは、新宿区総合計画では、私どもの地区は、笹笥地区は新宿区を囲む神田川や外濠などの水辺、自然の地形を生かして、水とみどりの環と位置づけ、自然を感じることができるという骨格形成にしますという総合計画でございますので、みどり緑化については違う意見かと思いましたが、質問させていただきました。

これを参考にして、長期間になりますので、私どもは見守っていきたいし、何か不都合なことがあれば、下水道局ということでございますので抗議したいと考えております。今後、これを見守っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

**椎名委員** 関連質疑、いいですか。

**熊谷会長** はい、どうぞ、椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** これは、恐らく3倍希釈のがこっち、濠のほうに入らないようにということだと思うんですけども、何ミリ対応ですか。時間、雨量はわからないですか。

**みどり公園課長** 時間雨量まではわかりません。

**椎名委員** それ、きっと設置、計画したときに当然やってありますので、また後で教えてください。今、時間雨量ふえていますので、時間100ミリとかふえていますので、昔だと30ミリ対応ぐらいですから、今、100ミリぐらいの雨、どんどん降りますので、そうすると、それ

がどのぐらい役に立つのかなということも問題に。

それともう一つは、また変な話ですけども、外濠の水源というのはどうなりますか。現在、水源自体が何で水源になっているのかという問題です。

**みどり公園課長** これはたまり水で、雨水がたまっている状態です。

**椎名委員** 合流ですよ。表面水ですか。そうすると、今度は干上がっちゃうという問題が出てきますので、そこら辺が、また、何か地下鉄の、例えば、トンネルで出る水とかありますので、そういうもので何か補充するような考えとか、そういうことも対応として、今まで汚水は入ってくるけれども水源としての役目はしていたということであるとなると、逆に、水源をどこかに求めなきゃいけないという問題が出てきますので、それは、恐らく古い地下鉄だとみんな湧水出ていますので、みんな困っていますから、うまくやればできるんじゃないかなと思います。そこら辺が長期的な目で見ていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

**熊谷会長** この事業については、都の下水道局の第二基幹施設再構築事務所が担当しているようですが、区の受け皿としては、どこが担当しているのですか。みどり公園課で受けているのですか。

**みどり公園課長** みどり土木部としては道路課のほうで情報をいただいています。

**熊谷会長** 今の椎名委員の時間雨量とか、そういうのについて、道路課のほうで伝えていただいて、場合によっては都のほうに問い合わせするなりして、できるだけ情報を開示していただいて、と思いますけれども。

**みどり公園課長** わかりました。調べてみます。

**熊谷会長** 副会長、お願いいたします。

**興水副会長** 吉川委員が最初に御心配されたのは、この縦穴部分の工事のときに出てきた作業基地、防音ハウス、防音壁がどうなっているの。これ、お堀とは関係ない話なのではないかという御心配だったと思うんですけども、この防音ハウスは、この縦穴工事が終われば撤去されて平らになってしまう、いずれなくなってしまうと考えてよろしいのでしょうか。

**みどり公園課長** 縦穴のためのものですので、これはなくなると思います。

**熊谷会長** 鶴田委員、お願いいたします。

**鶴田委員** ここも、ちょうど外濠のところは「七つの都市の森」のところで一番みどりがかかっているところかと思うんですが、これの工事で、街路の木などの影響というのは特になさそうですか。

**みどり公園課長** 工事がシールド工法ですので、地上の木は大丈夫です。

**鶴田委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

それでは、せっかく吉川委員からの御質問、御意見ですので、次回の審議会のときに、もし、進展状況がわかればその状況をお伝えいただくということによろしいでしょうか。

**吉川委員** 喜んで報告させていただきたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何か、ございますか。

丹羽委員、お願いいたします。

**丹羽委員** 区民の人たちは、多分、この審議会の開催を区の広報以外では知り得ないと思うんですけども、最近、この開催について、区の広報には全く載っていないんですけども、どういう事情で載せないのか、伺いたいと思うんです。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局担当（佐藤）** 審議会の広報のやり方なんですけれども、広報の場合、原稿の締め切りがありまして、掲載したい号の1カ月前ぐらいが締め切りとなります。できるだけ広報にもこの審議会の開催の日程を載せたいと思ひまして努力はしているところなんですけれども、この保護樹木の指定ですとか解除がかなり、突然ぼんと私どものほうに話が来て、それも急ぎたいというような形で来るようなことも多くございます。

そういったところで、時間の、開催日の調整、会場の確保、そういった調整を図って間に合うようにしようと毎回頑張るんですが、最近、原稿の載せたい号の締め切りに間に合わない状況になってからしか日付が決められないという状況になっておりまして、これも何とかしたいと思ひて努力はしているところでございます。

そのかわりには、ホームページのほうには開催をするというのは、掲載はさせていただいているところでございます。決まり次第、ホームページのほうに掲載するという形でお知らせするというのはやっておりますけれども、紙媒体のほうに掲載することができていないという状況で、これについては、今後なるべく載せるように努力は続けていきたいと思ひているんですけども、という状況でございます。

**丹羽委員** 大体わかりましたけれども、私ども委員のほうにはかなり前から日程の提案がございまして、それから開催が大体、同月に行われるほかの審議会は皆掲載されているということからすると、やっぱり、何かそこら辺のところ、もう少しわかりやすいような形でとい

うか、努力をお願いしたいと思います。

以上です。

**みどり公園課長** 今、御意見いただきましたので、区のホームページは必ず載せますが、区の広報のほうも努力したいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございました。

ちなみに、きょうの審議事項の指定のほうは、平成30年9月3日といますから、おとといかさきおとといの案件もここへ載せていただいているので、そういう意味では、できるだけ具体的な指定及び解除の案件については先延ばししないでこの審議会に乗せるように事務局のほうでは努力していただいていると思いますので、その辺も含めて、ぜひ、区民の方に周知徹底するような努力も続けていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

小野委員は何か、特にございませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議、並びに、御意見を伺う件につきましては、以上で終了とさせていただきます。

いったん事務局のほうにお渡しをいたしますが、よろしく願いいたします。

---

### ◎連絡事項

**みどり公園課長** それでは、最後、連絡事項でございます。

現在のところ、次回の予定は具体的に決まっておりますが、新たに御審議をお願いしたい案件が生じた場合には、熊谷会長に御相談の上、本審議会を開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

連絡事項としては以上になります。

---

### ◎閉会

**熊谷会長** ありがとうございました。

長時間いろいろ真摯に御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして平成30年度第2回目の新宿区みどりの推進審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 42 分閉会